

保護者の皆様

欠食による給食費の返金について

平素より、学校給食にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
本校では、欠食による返金について、給食運営上の都合により以下のとおり定めていますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 1. 病気やケガなどで、給食実施日を連続して5日以上欠食する場合、事前に欠食届の提出があれば、給食費を返金します。
なお、給食材料のキャンセル手続きには日数を必要としますので、届出を受けた日の翌日から起算して4日目以降が返金対象となります。よって、後からさかのぼってのご連絡は、返金対象となりませんので、ご承知おきください。
- 2. 年度末に清算し、返金します。
- 3. 欠食届が必要な場合は、学級担任に申し出るか、ホームページ（保護者の皆様へ）からダウンロードしてご記入のうえ、担任までご提出ください。

<例>給食実施日を連続して5日以上欠食する場合

	木	金	土	日	月	火	水	木	金
給食実施	○	○	-	-	○	○	弁当日	○	○
児 童	欠食	欠食			欠食	欠食		欠食	欠食
区 分	届出受理	①	②	③	④				
返金対象	×	×	×	×	○	○	×	○	○